

平成 24 年度地域型住宅ブランド化事業に係る
補助金交付申請等に係る説明会

日 時 平成 24 年 9 月 11 日 (火) 13:30~16:30
場 所 大阪会場：難波御堂筋ホール 8 階 ホール 8A

【次 第】

1. 開 会
2. 換 拶 支援室 田中様より内容説明
3. 説 明
4. 閉 会

【配布資料】

- 資料 1 申請の可否・書類の提出先 確認フロー
 - 資料 2 交付申請に当たっての留意事項
 - 資料 3 補助限度額確認フロー
 - 資料 4 交付申請から実績報告までの流れ (スケジュール)
 - 資料 5 交付申請様式記入例 (抜粋：様式 4、5)
- 参考 1 グループ募集要領 (抜粋)

※説明会に関する質疑は FAX にて受け付けております。

9 月 20 日(金)までに下記へお送りください。

後日、支援室 HP の「よくある質問」に公表いたします。

(質疑送付先・問い合わせ先)

地域型住宅ブランド化事業実施支援室

TEL : 0570-050-792 FAX : 03-5229-7581

3 本事業における補助対象

3. 1 補助対象となる住宅

本事業の補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）については、次の全ての要件を満たす、地域材を活用する木造住宅【→別紙1】を対象とします。

① 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給されるもの

② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第7号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの【→別紙2】

採択されたグループに対しては、適用申請書に記載された住宅供給戸数の実績や取組の内容を考慮し、予算の範囲内で補助対象戸数の割り当てを行います。なお、一住宅生産者当たりの補助対象戸数は、原則、5戸を上限とし【→別紙3】、個別の住宅生産者への補助対象戸数の割り当てはそれぞれのグループ内で決定していただきます。ただし、主たる事業所（本社）が、東日本大震災により被災した地域（以下、「特定被災区域」という。）【→別紙4】に存する住宅生産者については、10戸を上限とします。

※ 一住宅生産者当たりの戸数上限については、上記の戸数を原則としますが、グループの応募状況や予算の執行状況等を総合的に勘案し、過去の類似の補助金の適用状況に応じて個別住宅生産者毎にさらに制約を設けることがあります。

※ グループが採択されることにより、必ずグループとしての供給予定戸数の全てを補助対象として認めるものではありません。なお、採択後の供給状況に応じ、決定した補助対象戸数を変更することもありますので予めご注意ください。

※ 原則として、平成24年度中に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）するものを対象とします。採択された戸数であっても、平成24年度中に着工に至らないものについては補助の対象となりません。グループに対する採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意ください。

3. 2 本事業における「地域材」の考え方

本事業における、「地域材」については、原則として、以下に示す(1)から(3)のいずれかに該当するとともに、グループ構成員である原木供給者により供給され、グループ構成員を伝わって供給されるもののみを指します。なお、これら「地域材」以外の木材の使用を妨げるものではありません。

グループごとの「地域型住宅」には、これら「地域材」を積極的に使用していただくことを前提とし、使用する「地域材」については、その名称、産地、認証制度

を特定するとともに、供給・加工・利用に関する「共通ルール」を決めていただきます。また、主要構造材（柱・梁・桁・土台）及び主要構造材以外の部材における地域材使用のルールを決めていただきます。

- (1) 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会（FIPC）などの認証制度）
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、PEFC森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC）などの認証制度）
- (3) 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品

(参考)

- 合法性、持続可能性の証明について
合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ（<http://www.goho-wood.jp/>）などにおいて確認できます。
- 産地などの民間の第三者機関による認証について
産地などについて、民間の第三者機関により認証される木材・木材製品については、木材表示推進協議会ホームページ（<http://www.zenmoku.jp/fipc/>）などにおいて確認できます。

3.3 補助対象となる経費

補助金交付の対象となる経費の範囲は、対象住宅の建設に要する費用であって以下の表に掲げるものです。なお、ここに掲げた工事以外の工事を実施することに差し支えはありませんが、その費用は補助対象とはなりません。補助金交付申請書及び実績報告書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上してください。

本事業の補助対象となる住宅について、「住宅エコポイント」など国からの補助等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助の対象とはなりません。
また、本事業とは別に、木材の使用や建設費に対する他の補助等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助対象と他の補助事業の補助対象が重複するなど、内容によっては本事業の補助の対象とならないことがあります。他の補助金との併用をご検討される際は補助対象や補助の条件について十分ご確認ください。

確定し、支払いの手続きを行います。支払いの時期は額の確定通知が発出された時期によって異なります。

支払いは、各補助事業者（個々の住宅生産者）が指定した銀行等の口座に振り込むことにより行います。

（５） 平成２４年度採択事業において対象となる住宅の着工期間

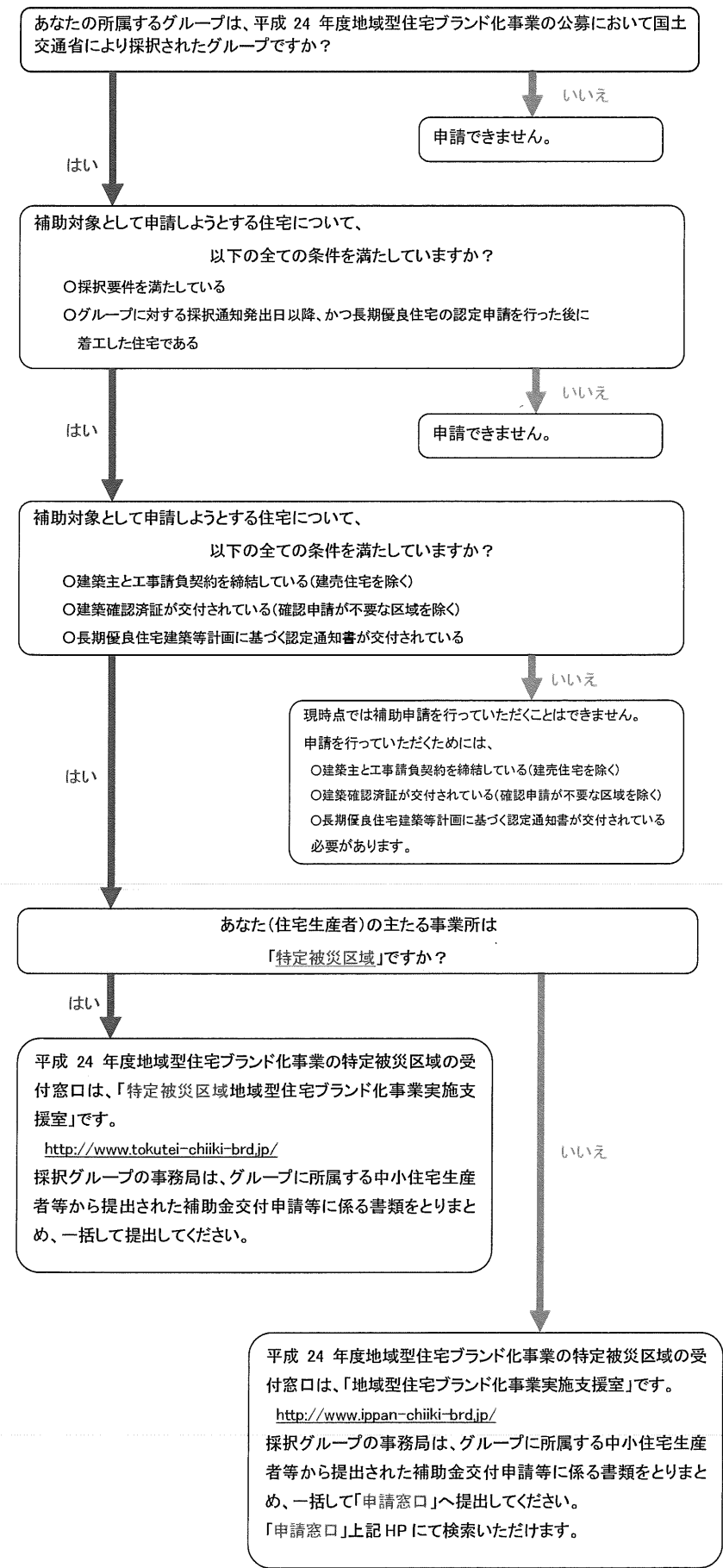
原則として、平成 24 年度中に着工し、平成 24 年度内に完成する必要があります。ただし、状況に応じ、完成時期が翌年度にまたがることを認めることもあります。採択され、グループに割り当てられた戸数内であっても、平成 24 年度中に着工に至らないものについては補助の対象となりません。グループに対する採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意ください。

（６） 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、補助金交付規程や「地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル」等に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ① 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

申請の可否・書類の提出先 確認フロー



交付申請に当たっての留意事項

1. 採択額と補助申請額・割当戸数の関係性について

本事業において、採択通知に「採択額及び配分戸数」を示していますが、交付申請に先立ち「事業実施予定戸数及び戸当たり補助限度額登録手続き」を行った採択グループにあつては、当該登録による「補助限度額及び割当戸数」となります。

すなわち、下記表の取り扱いとなります。

事前登録の有無	補助限度額	割当戸数
登録を行っていない	120万円・100万円	採択通知に示された配分戸数
登録を行った	事前登録した補助限度額 (30～110万円の範囲)	事前登録した戸数

2. 補助金交付申請が可能な戸数の考え方について

本事業において、補助金申請者(施工者)が交付申請可能な住宅の戸数の上限は5戸です。複数の採択グループに属する補助金申請者であっても、1社当たり5戸が上限です。

また、中規模工務店(年間住宅供給戸数が概ね300戸程度未満)の場合は、一定の制限が課されており、戸数の上限について別途算定が必要となります。詳しくは、手続きマニュアル【別紙3】をご確認ください。

3. 補助対象となる住宅について

本事業における対象住宅にあつては、次の全ての要件を満たす住宅をいいます。

- ① 地域材を活用する木造住宅
- ② 採択要件（地域型住宅の共通ルール）に則して、グループ構成員である中小住宅生産者等により供給される住宅
- ③ 長期優良住宅建築等計画の認定を受けて、グループに対する採択通知発出日以降に着工する住宅
- ④ 建築主と住宅の建設工事請負契約を締結しかつ当該住宅の建設を自ら行う者によって供給される住宅、又は買主と建物売買契約を締結しかつ当該住宅の建設を自ら行う者によって供給される住宅
- ⑤ 建築確認済証が交付されている住宅（確認申請が不要な区域を除く）

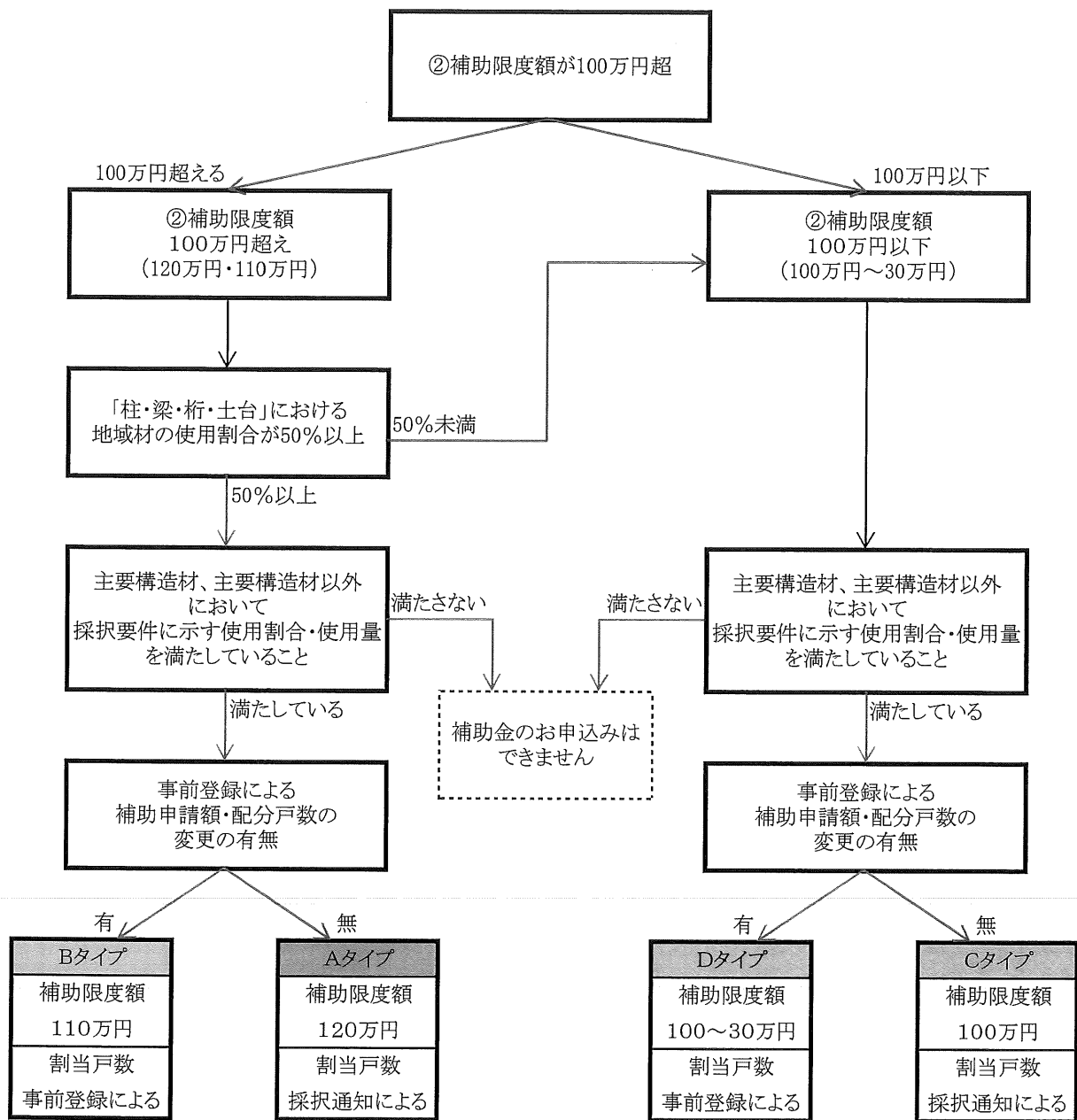
4. 「地域材」について

本事業における「地域材」については、採択通知書に示す認証制度によるとともに、グループ構成員である原木供給者により供給され、グループ構成員を伝わって供給されるもののみをさします。すなわち、採択通知書に示す認証制度、かつ原木供給から施工者までの流通業者がグループ構成員のみである木材が「地域材」です。

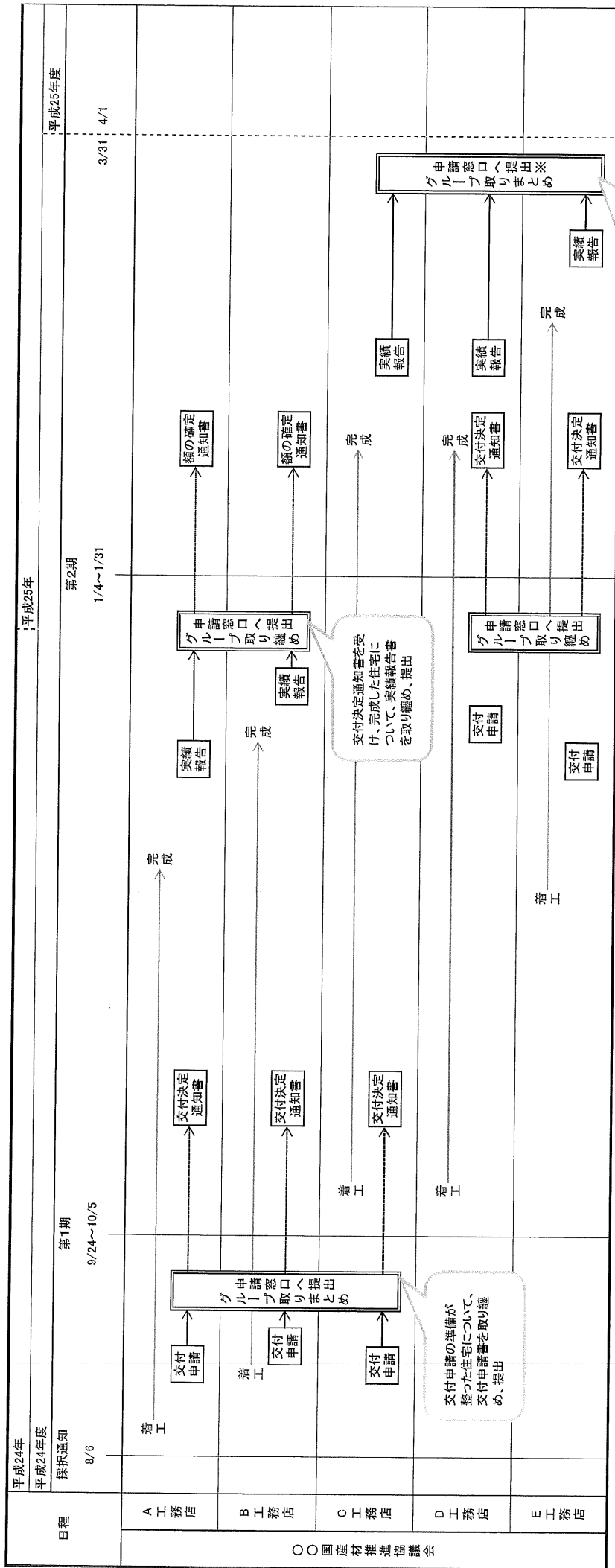
地域材の使用割合・使用量による補助限度額確認フロー

*適用確認欄

下記フロー確認し、適用を受ける申請タイプのいずれかに○印を記入すること



＜交付申請から実績報告までの流れ＞ 配分戸数5戸の場合



B

←支援室で記入します。

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上の対象住宅について申請する場合はシートを追加して作成してください。

地域材使用量計画表【補助金申請者記入用】

・対象住宅の建築主（請負契約の場合のみ記入）

[illegible]

↑ 姓と名の間は1マス空けてください。

・地域材を主に取り扱う部材(柱・梁・桁・土台)の使用量計画表

部材名	材積						備考				
	部位毎の使用量の 合計(A) 【小数点以下3位切捨】			うち「様式3」の 「地域材」欄に該当する 木材の使用量(B) 【小数点以下3位切捨】							
柱		2	1	4	m3		2	1	4	m3	
梁		4	2	3	m3		2	0	5	m3	
桁		1	2	3	m3		1	2	3	m3	
土台		0	9	7	m3		0	0	0	m3	
対象木材の材積の合計		8	5	7	m3		5	4	2	m3	
対象木材の使用割合 注1)注2)							6	3	%	(B÷A×100) 【小数点以下切り捨て】注2)	

注1) 採択要件を満足していること

注2) 地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、50%以上である。

採択要件(共通ルール)で制限している内容を記入する。

様式の単位と異なる場合は、その旨を記入する。

例) 使用面積の制限なので、

・上記以外に地域材を主に取り扱う部材の使用量計画表

部材名	材積									
	部位毎の使用量の合計(C) 【小数点以下2位まで】					うち「様式」の「地域材」欄に該当する木材の使用量(D) 【小数点以下2位まで】				
2次部材 母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等	1	6	2	4	m3	9	0	8	m3	共通ルール: 主要構造材以外に地域材を50%以上
内装材 床材	1	3	2	4	m3	1	3	2	4	単位は「㎡」 共通ルール: 地域材を10㎡以上
壁材	3	4	9	4	m3	1	7	4	7	単位は「㎡」 共通ルール: 地域材を10㎡以上
採択要件(共通ルール)にて対象となる部位名を制限種別毎に記入する。					13					採択要件(共通ルール)にて使用割合を制限している場合は、記入する。 (例) 2次部材を50%以上地域材を使用 90.08/16.24=55.91 →55%を記入
					13					
対象木材の材積の合計	1	6	2	4	m3	9	0			
対象木材の使用割合						5	5	%	(D÷C×100) 【小数点以下切り捨て】	

採択要件(共通ルール)にて対象となる部
位名を制限種別毎に記入する。

採択要件(共通ルール)にて使用割合を制限している場合は、記入する。

例) 2次部材を50%以上地域材を使用
 $90.08/16.24=55.91 \rightarrow 55\%$ を記入

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【H24①一般】地域型住宅ブランド化事業 地域材使用量計画表

(様式4)

対象住宅番号

B

←支援室で記入します。

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上を対象住宅について申請する場合はシートを追加して作成してください。

地域材使用量計画表【補助金申請者記入用】

・対象住宅の建築主(請負契約の場合のみ記入)

建築主氏名	鈴木	一郎																		
-------	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

↑ 姓と名の間は1マス空けてください。

・地域材を主に取り扱う部材(柱・梁・桁・土台)の使用量計画表

部材名	材積						備考				
	部位毎の使用量の 合計(A) 【小数点以下3位切捨】			うち「様式3」の 「地域材」欄に該当する 木材の使用量(B) 【小数点以下3位切捨】							
柱		2	1	4	m3		2	1	4	m3	
梁		4	2	3	m3		2	0	5	m3	
桁		1	2	3	m3		1	2	3	m3	
土台		0	9	7	m3		0	0	0	m3	
対象木材の材積の合計		8	5	7	m3		5	4	2	m3	
対象木材の使用割合 注1)注2)							6	3	%	(B÷A×100) 【小数点以下切り捨て】注2)	

注1) 採択要件を満足していること

注2) 地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、50%以上であること

・上記以外に地域材を主に取り扱う部材の使用量計画表

部材名	材積								備考			
	部位毎の使用量の 合計(C) 【小数点以下2位まで】				うち「様式3」の 「地域材」欄に該当する 木材の使用量(D) 【小数点以下2位まで】							
2次部材	母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等	5	1	3	m3	5	1	3	m3	共通ルール:母屋・垂木・根太・大引に地域材を5㎡以上		
下地材	構造用合板	3	3	5	m3	3	3	5	m3	共通ルール:地域材を100%以上		
内装材	床材	1	3	2	4	m3	1	3	2	4	m3	単位は「㎡」 共通ルール:地域材を10㎡以上
	壁材	3	4	9	4	m3	1	7	4	7	m3	単位は「㎡」 共通ルール:地域材を10㎡以上
					m3				m3			
対象木材の材積の合計		3	3	5	m3	3	3	5	m3	共通ルール:下地材に地域材を100%以上		
対象木材の使用割合						1	0	0	%	(D÷C×100) 【小数点以下切り捨て】		

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【H24①一般】地域型住宅ブランド化事業 地域材使用量計画表

(様式5)

対象住宅番号

B

←支援室で記入します。

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上の対象住宅について申請する場合はシートを追加して作成してください。

地域材供給体制計画表【補助金申請者記入用】

・対象住宅の建築主(請負契約の場合のみ記入)

建築主 氏名	鈴木	一郎																		
-----------	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

↑ 姓と名の間は1マス空けてください。

地域型住宅の名称・対象地域	(地域型住宅の名称) 〇〇国産材活用推進会		(地域型住宅供給対象地域) 〇〇県□□地域
グループの名称	(グループの名称) 〇〇木造住宅推進協議会		
地域材の名称・産地・ 認証制度等	(名称) 〇〇スギ	(産地) 〇〇県〇〇地域	(認証制度) 〇〇県産材認証制度

・対象住宅における地域材供給体制計画表

事業者名	
I. 原木供給	
1	〇〇県森林組合
2	◇◇林業
3	
II. 製材・集成材製造・合板製造	
1	(有)△△製材
2	◎◎グルーラム(株)
3	(株)■■■木材店(主要構造材以外)
III. 建材(木材)流通	
1	〇〇建材(株)
2	(株)□□木材商店
3	
4	
IV. プレカット	
1	□□プレカット(株)
2	
3	
4	

主要構造材(柱・梁・桁・土台)以外にあっては、別途コメントを追加する等、区別できるように表示して下さい。
例: 事業者名の後に「主要構造材以外」と記入

・グループ事務局確認欄

今回、補助金交付申請を行う対象住宅の地域材供給体制計画は、上記の記載内容のとおりであることを確認いたしました。

グループの名称(代表者所属)・代表者印		事務局担当者名・担当者印	
〇〇木造住宅推進協議会 木村 一郎 (株式会社 木村工務店)		〇〇県建設業協同組合 中山 二郎	中
店木株 村式 之工 会 印務社 ※【様式1】で使用した印を押印してください。		※【様式1】で使用した印を押印してください。	

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【H24①一般】地域型住宅ブランド化事業 地域材供給体制計画表

FAX : 0 3-5 2 2 9-7 5 8 1

質疑送付状

会場名		大阪会場
グループ番号		
地域型住宅の名称		
グループ名称		
事務局	事業者名	
	担当者名	
	TEL	

[illegible]